

市職員を募集

～ 助産師・看護師 ～

市は、来年4月採用予定の職員を募集します。職種は助産師、看護師で、定員は合わせて13人程度です。申込は、9月10日から19日まで(土・日曜を除く)の午前9時から午後5時15分の間に、申込書など必要書類を人事課(市役所本庁舎5階)0798・35・3514へ。

【対象】昭和45年4月2日以降生まれの、助産師免許取得者か来年3月31日までに同免許取得見込みの人
 【基本給月額】22万6820円、30万8440円
 他に諸手当あり

〈助産師〉

申込書は、9月10日から同課で配布します。また、市のホームページ(アドレスはhttp://www.nishi.or.jp/jinji/)からダウンロードすることもできます。試験は10月6日(筆記)、12日(面接)に行います。

〈看護師〉

【対象】昭和49年4月2日以降生まれの、看護師免許取得者か来年3月31日までに同免許取得見込みの人
 【基本給月額】21万8680円、27万4900円。他に諸手当あり

老人保健法医療

10月1日から変わります

65歳以上で一定の障害があると認定を受けた人(現行どおり)

〈一部負担金〉

受給者およびその人が属する世帯の所得や課税状況により負担割合や限度額等が異なることになりました。

老人保健法医療が、老人保健法の改正により10月1日から変わります。おむね次の事項に変更があります。問合せは医療助成課(0798・35・3192)へ。

〈受給対象者〉

受給対象者は、①75歳以上の人ただし、昭和7年9月30日までに生まれた人は、現行どおり70歳以上で対象になります。

老人保健法医療の法改正後の一部負担金の割合・限度額等

所得区分 (区分に該当する所得の状況)	一部負担金(月額)	
	割合	個人外來限度額 個人入院限度額、世帯負担限度額
一定以上所得者 (課税世帯で、政令で定める額以上の課税所得のある70歳以上の人がいる場合)	2割	4万2000円 7万2300円+(医療費-36万1500円)×1% 過去1年間で4回目以降は4万2000円
一般 (課税世帯で、政令で定める額以上の課税所得のある70歳以上の人がいない場合)	1割	1万2000円 4万2000円
低所得Ⅱ (非課税世帯で、世帯員に所得のある人がいる場合)	1割	8000円 2万4600円
低所得Ⅰ (非課税世帯で、世帯員に所得のある人が1人もいない場合)	1割	8000円 1万5000円

「70歳以上の人等」には、65歳以上で障害認定により老人保健法医療受給者になっている人を含みます。「政令で定める額」について、政令は閣議決定されたところですが、算定方法等詳細は、発表された本紙でお知らせします。低所得Ⅱ、低所得Ⅰの「所得」とは、収入から必要経費を引いた金額をいいます。例えば年金雑所得は、年金収入から公的年金等控除額、低所得Ⅰの場合65万円とする控除した金額、また、給与所得は、給与収入から給与所得控除額を控除した金額になります。

病院窓口での一部負担金など

国民健康保険が 変わります

平成14年10月1日から国民健康保険制度が変わります。主な変更点は次のとおり。問合せは国民健康保険課(0798・35・3116)へ。

老人保健の対象年齢が70歳から75歳に引き上げられます。3歳未満の乳幼児は、3割負担から2割負担になり、70歳に達して実施してきました。今も改正後の同法に準じた制度として、条例改正案を市議会に提案、審議を受けることになっています。なお、市の老人医療の対応は70歳誕生日(1日生)に準じて実施してきました。

市老人医療 助成制度の改正

9月30日までに、負担割合を記入した新しい「老人保健法医療受給者証」を送付します。現在お手持ちの受給者証は、10月1日から

市が実施している老人医療の受給者一部負担金は、これまで老人保健法の規定

に準じて実施してきました。今も改正後の同法に準じた制度として、条例改正案を市議会に提案、審議を受けることになっています。

平成14年9月30日まで(70歳未満の人)

区分	自己負担限度額
上位所得者	12万1800円+(医療費-60万9000円)×1% (7万8000円)
一般	6万3600円+(医療費-31万8000円)×1% (3万7200円)
市民税非課税	3万5400円 (2万4600円)

()内の額は過去1年間で4回目以降の額

平成14年10月1日から(70歳未満の人)

区分	自己負担限度額
上位所得者	13万9800円+(医療費-69万9000円)×1% (7万7700円)
一般	7万2300円+(医療費-36万1500円)×1% (4万2000円)
市民税非課税	3万5400円 (2万4600円)

()内の額は過去1年間で4回目以降の額

災害援護資金貸付金

休日・夜間償還相談をご利用ください

人を対象に、休日・夜間償還相談を行います。会場は災害援護管理室JR西ノ宮駅南側フレンテ西館3階)です。貸付金の償還方法については、月分割償還や少額償還も可能です。なお、7月末現在で同貸付金の償還済金額は約11億7900万円、約3700人の皆さんが全額繰上償還しています。問合せは同室(0798・35・2190)へ。

【休日償還相談】9月14・29日、10月19・27日の午前9時～午後5時
 【夜間償還相談】9月19日に設置しています。期間は10月31日まで。回収したたがきはティッシュペーパー等の原料にリサイクルします。

官公署から

西宮郵便局に設置 配達済みはがきリサイクルBOX

西宮郵便局は、環境保全と資源の有効活用を図るため、配達済み官製はがきを回収する「配達済みはがきリサイクルBOX」を窓口

に設置しています。期間は10月31日まで。回収したたがきはティッシュペーパー等の原料にリサイクルします。問合せは同郵便局(0798・22・2500)へ。

ただし、次のものは再生不向きのため、対象外になります。ポストカード等、裏面が写真になっているもの、あて名シールが張つてあるもの

昭和56年5月以前に着工した住宅を対象に実施しています

無料耐震診断

市は、住宅の所有者を対象に、簡易な耐震診断を実施しています(今年度が最後になります)。市民の皆さんに、住宅の耐震性に関する防災意識を高めてもらおうとするものです。費用は無料。募集棟数は240棟(予定)。

なお、電話や戸別訪問などによる勧誘はしていません。ご注意ください。【対象建築物】昭和56年5月以前に着工した住宅(戸建住宅、長屋、共同住宅、過半が住宅の兼用住宅)。ただし、ツバイフオー住宅、丸太組工法による住宅は対象外。

【申込】所定の申込書など必要書類を、12月26日までに同課へ、先着順、住宅の所有者本人の申込に限る。【申込書・パンフレットの配布】同課、各支所・市民サービスセンターで配布。【必要書類】申込書(印鑑が必要)、共同住宅(分譲)の場合、耐震診断の実

施に関する総会か理事会の議決書の写し、建築時期が分かる書類(建物の登記簿謄本など) 【その他】賃貸住宅・貸店舗がある場合、賃借人の承諾が必要。また、長屋の場合、申込棟の所有者全員

健康保健法等の改正により、昭和7年10月1日以降に生まれた人は、70歳の誕生日の翌月(1日生まれは誕生月)加入している健康保険から、高齢受給者証を交付されることになりました。健康保険証とともに提出すると、75歳以上の老人保健法医療受給者と同様の扱いで受診できます。

就業構造基本調査に協力をお願いします。調査は10月1日現在で行います。この調査は、雇用対

水道局職員証の失効 721300の職員証は失効しました。問合せは水道局庶務課(0798・03)へ。

西宮郵便局は、環境保全と資源の有効活用を図るため、配達済み官製はがきを回収する「配達済みはがきリサイクルBOX」を窓口

に設置しています。期間は10月31日まで。回収したたがきはティッシュペーパー等の原料にリサイクルします。問合せは同郵便局(0798・22・2500)へ。

問合せは市街地建築課(市役所南館2階)0798・35・3783へ。

図面があれば、スムーズに

の同意(押印)が必要